



島根県報

令和3年10月12日（火）

第 251 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農地を利用する権利の設定に関する裁定

（農 業 経 営 課） 2

保安林の指定

（森 林 整 備 課） 2

告 示

島根県告示第606号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和3年10月12日

島根県知事 丸山達也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
大田市久手町波根西1423番1	田	3,009
大田市久手町波根西1461番3	田	786
大田市久手町波根西3229番	田	2,988
大田市久手町波根西3230番	田	2,967

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和3年12月1日	権利の始期から令和23年12月31日まで	472,593

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等	所有者等の住所
大田市久手町波根西1423番1	門谷 俊雄	島根県大田市久手町刺鹿3024番1
大田市久手町波根西1461番3	門谷 俊雄	島根県大田市久手町刺鹿3024番1
大田市久手町波根西3229番	門谷 俊雄	島根県大田市久手町刺鹿3024番1
大田市久手町波根西3230番	門谷 俊雄	島根県大田市久手町刺鹿3024番1

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第607号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年10月12日

島根県知事 丸山達也

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町都万乃木谷906-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)